○二次製品等防火水槽等手数料規程

（平成13年４月２日
消安セ規程第９号）

改　正　平成14年５月29日消安セ規程第11号
平成18年４月 1日消安セ規程第24号
平成20年６月19日消安セ規程第８号
平成30年４月27日消安セ規程第10号
令和７年３月25日消安セ規程第12号

第１条　二次製品等防火水槽等認定規程（平成13年４月２日消安セ規程第８号。以下「認定規程」という。）第20条に定める手数料(消費税等別。以下同じ。)は、この規程の定めるところによる。

第２条　二次製品等防火水槽等の認定手数料は、別表のとおりとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、実費を勘案してその都度定める金額とする。

２　製造工場の追加に係る承認手数料は、１件につき20,000円とする。

３　型式認定の更新に係る承認手数料は、１件につき50,000円とする。

４　再審査手数料及び補正試験手数料は、別表に掲げる当該二次製品等防火水槽等の認定手数料の範囲内において実費を勘案してその都度定める金額とする。

５　製造工場等の追加又は不適合の是正状況の確認のための臨時サーベイランスに係る手数料は、実費を勘案してその都度定める金額とする。

第３条　手数料は、振込により、申請時に納付するものとする。

附　則

この規程は、平成13年４月２日から実施する。

附　則（平成14年５月29日消安セ規程第11号）

この規程は、平成14年10月１日から実施する。

附　則（平成18年４月 1日消安セ規程第24号）

この規程は、平成18年４月１日から実施する。

附　則（平成30年４月27日消安セ規程第10号）

この規程は、平成30年５月１日から実施する。

附　則（令和７年３月25日消安セ規程第12号）

この規程は、令和７年４月１日から実施する。

別　表

二 次 製 品 等 防 火 水 槽 等 認 定 手 数 料

その１　防火水槽（100 ㎥型以下）

型　式　認　定	１件につき	５００，０００円
型　式　変　更　認　定	１件につき	１５０，０００円
個　別　認　定	１個につき	１５，０００円

その２　耐震性貯水槽（100 ㎥型以下）

型　式　認　定	１件につき	６５０，０００円
型　式　変　更　認　定	１件につき	１８０，０００円
個　別　認　定	１個につき	１６，０００円

その３　耐震性貯水槽（200 ㎥型以上500 ㎥型以下）

型　式　認　定	１件につき	７００，０００円
型　式　変　更　認　定	１件につき	１８０，０００円
個　別　認　定	１個につき	２０，０００円

その４　耐震性貯水槽(600 ㎥型以上1,000 ㎥型以下)

型　式　認　定	１件につき	７５０，０００円
型　式　変　更　認　定	１件につき	１８０，０００円
個　別　認　定	１個につき	３０，０００円

その５　耐震性貯水槽のうち（1,100 ㎥型以上）

型　式　認　定	１件につき	８００，０００円
型　式　変　更　認　定	１件につき	１８０，０００円
個　別　認　定	１個につき	５０，０００円

その６　飲料水兼用耐震性貯水槽（100 ㎥型以下）

型　式　認　定	１件につき	８００，０００円
型　式　変　更　認　定	１件につき	３００，０００円
個　別　認　定	１個につき	３０，０００円

その７　飲料水兼用耐震性貯水槽（1,500 ㎥型以下）

型　式　認　定	１件につき	１，０００，０００円
型　式　変　更　認　定	１件につき	３００，０００円
個　別　認　定	１個につき	５０，０００円

その８　個別認定申請時に応答変位法等の構造計算を提出する場合

１件につき	５５０，０００円